

1-5 国際社会の成り立ち <基礎編>

国家は万能なのだろうか？

主権国家

国際社会は、国家（主権国家）を基本的な単位として成立している。国家とは、**領域・国民・主権（国家の三要素）**を有する団体のことである。ここで主権とは、内政と外交について他国の指図を受けずに独自に判断して政策を立てたり問題に対処してものごとを決定できる権限のことである【①】。国際社会においては、国家は、人口の多さや領土の広さや経済的な豊かさ等にかかわらず、主権をもつ独立した存在として平等に扱われる。

それぞれの国家は国益を追求して行動するが、しばしば国家間の利害は衝突する。国家間には、領土紛争から政治や経済・文化での対立、また核戦争の回避といった課題まで、実に幅広い問題が存在する。こうした問題について調整したり、相互の譲歩によって解決を図るのが**外交**である。

国際法

国家間の関係を規律するルールを**国際法**という。国際法は、大きく**条約【②】**と**国際慣習法【③】**に分けられる。

国際法の国内法との最大の相違はその拘束力にある。国際社会は国内社会と違って統一された政府がなく、法が実質的な強制力をもたないために拘束性が低いとされる。国連決議や国際会議で提唱された条約などについては、各国の批准を待って発効するものもある。

日本国憲法は第98条2項で「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定めており、国際法は法律よりも上位のルールとして取り扱われている（ただし条約が憲法より上位にあるかどうかについては専門家の間でも意見が分かれている）。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 160

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 160

コメント [n3]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 160

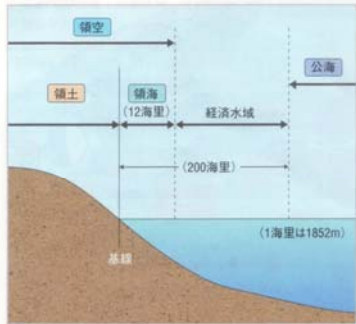
コメント [n4]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 161

コメント [Tt5]: 図：2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 160

①主権が機能せず治安が崩壊状態にある国家を「失敗国家」「破綻国家」「崩壊国家」と呼び、ソマリアなどが挙げられる。

②明文化された国家間の合意。締結は国家の元首などの代表者によっておこなわれ、一般に当該国の議会の承認を必要とする。

③国家間の慣行が法として認められたもの。例えば、公海ではどの国の船の航行・漁業も自由とする「公海自由の原則」や、どの国の領域にも属していない土地は最初に支配した国が領有できる「無主地先占」などがある。



条約	協定、協約、規約、宣言など国家間の文書による合意
条約	国連憲章、国際人権規約、日米安全保障条約など
国際慣習法	国家間で反復され、拘束力のあるものと認められた慣行
国際慣習法	公海自由の原則、外交特権など
戦時国際法	戦争の被害を少なくするために交戦国の行動を規制する法
戦時国際法	窒素性ガスなどの禁止に関する議定書（1925）、戦争犠牲者保護条約・赤十字諸条約（1949）、中立法規など
平時国際法	交戦時以外の場合に適用される法
平時国際法	国際民間航空条約（1944）、難民条約（1951）、国際人権規約など

領土・領空・領海

国際法の種類